

第30回農業委員会総会議事録

平成29年6月6日(火)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第112号から第115号)
日程第4 議事(議案第104号から第108号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (2 4 人)

1 番	若林 俊明	2 番	横山 實
3 番	森田 啓介	4 番	松山 宗則
5 番	舟木 康眞	6 番	永森 薫
7 番	明石 茂	8 番	前田 進
9 番	土合 正夫	10 番	城石美枝子
11 番	山谷 孝芳	12 番	村上 利之
13 番	前田 光春	14 番	熊西 忠治
15 番	水元 睦雄	16 番	石庭 文男
17 番	川西喜一郎	18 番	山下 隆之
19 番	杉本 周平	21 番	堀 正
22 番	石井 寿男	23 番	前花 敏子
24 番	竹島 信義	25 番	佐伯 瑞穂

欠 席 委 員 (1 人)

20 番 堀 清範

議事日程

第1 議事録署名人の指名

- 第2 報告第112号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第113号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出の受理について
報告第114号 農地法等第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

報告第 115 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について

議案第 104 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 105 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 106 号 農地等の公売に関する買受適格証明書の交付について

議案第 107 号 農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第 108 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 片岡 幹夫 局長補佐 堀 修二

主 査 田中 良仁

射水市農林水産課

課長補佐 西尾 哲 主任 黒梅 康弘

会議の概要

開会時刻 午後 2 時 0 0 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 30 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。

本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「13 番 前田光春委員」「14 番 熊西委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第112号の説明）

議長（舟木会長）

報告第112号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第113号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第113号農地法第3条第1項第13号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

(報告第114号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第114号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理
について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いた
しましたので、ご了知をお願いします。

(報告第115号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第115号農地法第18条第6項の規定による通知等について
議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長(舟木会長)

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

(議案第104号説明・表決)

議長(舟木会長)

それでは、まず議案第104号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の6ページをご覧ください。

今回は2件ございます。

【議案第104号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった

1・2番については、すべて経営規模拡大によるものです。以上です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第104号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手です。

よって、議案第104号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

(議案第105号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第105号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書7ページの議案第105号をご覧ください。
今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第105号を議案書をもとに朗読】

1番は農業機械格納庫
2番は駐車場としての転用申請です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長(舟木会長)

1番については前田進委員より説明をお願いします。

前田進委員

議案第105号の1番について説明します。

申請人は市内の農業法人です。現在、営農組合で大型農業用機械を台所有していますが現在の格納庫では台しか入らず、他の機械は個人の納屋を借りて格納している状態であります。そこで営農組合で相談した結果、格納庫を新たに建築することになり、今回、転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られております。

議長(舟木会長)

2番については明石委員より説明をお願いします。

明石委員

議案第105号の2番について説明します。

譲受人は地内で業を営んでいます。

現在、アルミの部品の生産開発を行っていますが今後も部品のアルミ化による軽量化・低燃費化による需要が大きいことから昨年、新たに工場を敷地内に増築し、これにより不足になった社員駐車場を昨年月に転用して増設したところであります。

さらに、毎年人以上の従業員の増員を計画していることから駐車場の確保が急務となり今回新たに転用申請した次第であります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、生産組合並びに関係者の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第105号について説明します。

1番については申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。転用目的は農業用施設であり、問題ないと判断します。

2番については申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は駐車場で、かつ既存地の拡張であり規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

松山委員

1番についてですが、場所はどこですか。

事務局（堀）

地内の農地です。

明石委員

区画整理してから50年近く経っている地区です。

松山委員

わかりました。

議長（舟木会長）
他にありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）
質問なしと認め、直ちに採決します。
議案第105号農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）
全員挙手であります。
よって、議案第105号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第106号説明・表決）

議長（舟木会長）
次に、議案第106号農地等の公売に関する買受適格証明書の交付について議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)
議案書8ページご覧ください。
農地の公売に関する買受適格証明願は2件となっております。
議案書に基づき説明いたします。

【議案書をもとに朗読】

議長（舟木会長）
事務局より本議案について説明がありましたが、質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）
質問なしと認めます。
只今議案となっております、議案第106号については直ちに採決いたしたいと思いますが、そうすることにご異議ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

ご異議なしと認めます。

よって本議案を直ちに採決いたします。

「議案第106号農地等の公売に関する買受適格証明書の交付について」を原案どおり適格であると認め、また当該買受適格証明書の交付を受けた者が買受人となり、農地法第3条の許可申請書を提出した場合において、会長が証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第106号 農地等の公売に関する買受適格証明書の交付については、原案どおり交付することに可決されました。

（議案第107号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第107号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局から求めます。

事務局(堀)

議案書9ページご覧ください。

議案書に基づき説明いたします。

【議案書と資料をもとに朗読】

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより調査結果について土合委員より説明をお願いします。

土合委員

さる5月17日に舟木会長、事務局とともに現地調査を行いましたのでその結果を報告します。

今回調査した対象農地は、そのほとんどが杉や竹、笹の生い茂る森林状態となっており、人力や農業用機械では耕起や整地のできない状況でした。このような状況から判断して農地に復元することは著しく困難であります。

議長（舟木会長）

以上、事務局より現地確認調査の結果報告をいただきました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

熊西委員

この所有者は、何をしていた人ですか。

土合委員

売薬を主な仕事としていました。ほとんど家におらず、昔から農地として活用はされていませんでした。

熊西委員

わかりました。

議長（舟木会長）

他にありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議長（舟木会長）

議案第107号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。
よって、議案第107号については、農地に該当しないと判断し、土地所有者あてに「非農地通知」を送付することに可決されました。

（議案第108号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第108号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（黒梅）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案1件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

事務局（黒梅）

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第108号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のどおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第108号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第30回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時5分

その他報告事項

次回開催場所と時刻について

- ・総会開催日 7月6日(木)午後2時から
射水市役所大島分庁舎大会議室

農業委員会視察研修会について

- 日 時 平成29年6月29日(木)～7月1日(土)
- 視察先 農研機構東北農業研究センター、(有)耕谷アグリサービス
- 集合時間 大島分庁舎 午前6時10分 時間厳守でお願いします。
視察研修出欠確認の提出をお願いします。(本日提出)
*費用は終了後に精算します。

農地利用最適化交付金に伴う新農業委員の報酬について

富山県農業施策に関する政策提案活動について

- *7月総会時に提出をお願いします。

配布資料

- ・のうねん2017.5月号
- ・とやま農年だより第35号
- ・農業者年金制度と加入促進(平成29年度版)
- ・全国農業図書目録2017 2

議 長 舟木 康真

署名委員 前田 光春

署名委員 熊西 忠治

第三十回農業委員会総会議事録

縦
覧
中

縦覧期間

自 平成二十九年六月九日
至 平成二十九年六月三十日